

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月12日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県鹿嶋市大字光3番地

氏 名 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 鹿島地区

執行役員 東日本製鉄所副所長(鹿島地区代表)安光 和典

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0299-84-2912

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 鹿島地区
事業場の所在地	茨城県鹿嶋市大字光3番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	665,110,888千円
③従業員数	2,886人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り



## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙1の通り

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙2の通り	
	排 出 量			
(これまでに実施した取組)				
発生現場で他物質と混ざらないように管理徹底する（特管物量の発生抑制）。 ・PCB入り機器をPCBの入っていない機器に更新する。 ・石綿の入っていない保温材に更新する。				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙2の通り	
	排 出 量			
(今後実施する予定の取組)				
現状の取組を継続する。				

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・特管物に金属や他異物が混入しないように発生元で分別徹底している（対象量の抑制）	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	現状の取組を継続する。	

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙2の通り			
①現状	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙2の通り			
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組) 特に予定なし。					
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
	【前年度（令和5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙2の通り			
①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
②計画	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。					
	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙2の通り			
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組) 特に予定なし。					

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類			別紙2の通り		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
(これまでに実施した取組)		特に実施していない。				
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類			別紙2の通り		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
(今後実施する予定の取組)		特に予定なし。				

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類			別紙3の通り			
	全処理委託量						
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量						
	認定熱回収業者への処理委託量						
(これまでに実施した取組)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社策定「廃棄物処理標準」、「廃棄物の外部委託処理標準」及び「特別管理産業廃棄物処理標準」に従い、産業廃棄物を委託できる会社を選定し、書面による契約を実施している。</li> <li>・優良認定処理会社及び再生利用会社に積極的に処理委託するだけでなく、電子マニフェスト対応可能な処理会社から選定している。</li> <li>・実地確認を定期的に行い、適正処理していることを確認している。</li> <li>・委託先での処理方法がリサイクルしている会社を選定している。</li> </ul>					

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
			別紙3の通り			
	全処理委託量					
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	(今後実施する予定の取組)					
	[継続]					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物だけでなく、副生品処理全般を把握できる既導入ソフトを有効活用し、更に管理強化を図る。</li> <li>・電子マニフェスト対応可能な処理会社から選定する。</li> <li>・委託先は、可能な限り優良認定処理会社および再生利用会社から選定する(委託先での処理方法も加味)。</li> <li>・委託先の処理会社には定期的に現地確認を実施する。</li> </ul>						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					139 t
(今後実施する予定の取組等) 2011年度から電子マニフェスト使用継続						
※事務処理欄						

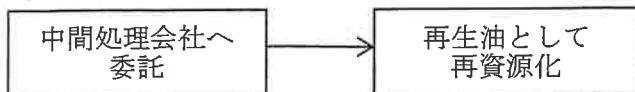
## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときには、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

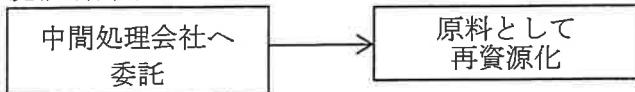
[別紙1]

特別管理廃棄物の一連の処理の工程

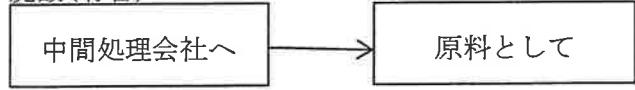
・廃油(廃PCB)



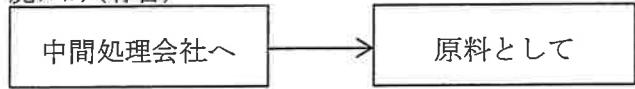
・廃油(有害)



・廃酸(有害)



・廃アルカリ(有害)



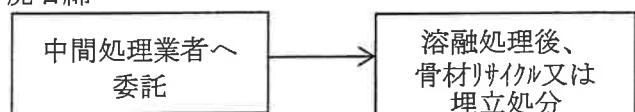
・汚泥(有害)



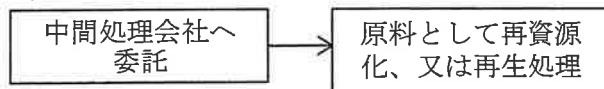
・感染性



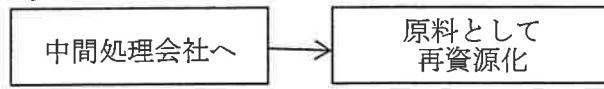
・廃石綿



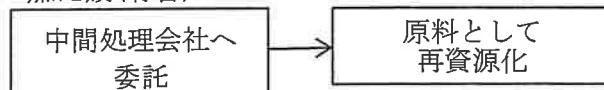
・廃酸(強酸)



・廃アルカリ(強アルカリ)



・燃え殻(有害)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

東日本製鉄所副所長  
(鹿島地区代表) . . . 統括責任者

鹿島環境防災室長 . . . 産業廃棄物処理責任者

鹿島安全健康室  
・特別管理産業廃棄物管理責任者  
(医療系)

鹿島環境防災室  
・特別管理産業廃棄物管理責任者  
(医療系以外)  
・廃棄物所内指導業務  
・廃棄物処理実務業務

製造部門

管理間接部門

関係会社・連けい会社

[別紙2]

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類		廃油(廃PCB)	廃油(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)	感染性	廃石綿	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	燃え殻(有害)										
現状	排出量	265.5	t	0.6	t	2.6	t	0	t	91.3	t	1.5	t	0.0	t	41.7	t	1.1	t	0.6	t
計画	排出量	250	t	5	t	5	t	5	t	100	t	3	t	5	t	100	t	50	t	5	t

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

## [別紙3]

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(廃PCB)	廃油(有害)	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)	感染性	廃石綿	廃酸(強酸)	廃アルカリ(強アルカリ)	燃え殻(有害)
現状	全処理委託量	265.5 t	0.6 t	2.6 t	0 t	91.3 t	1.5 t	0.0 t	41.7 t	1.1 t	0.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	180.4 t	0.6 t	2.6 t	0 t	91.3 t	1.5 t	0 t	41.7 t	1.1 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	85.0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	20 t	0 t	0.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.0 t	0 t	0 t	0 t
計画	全処理委託量	250 t	5 t	5 t	5 t	100 t	3 t	5 t	100 t	50 t	5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	240 t	5 t	5 t	5 t	100 t	3 t	0 t	80 t	50 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	10 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	20 t	0 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	5 t	0 t	0 t	0 t